

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月1日
【会社名】	株式会社船井総研ホールディングス
【英訳名】	Funai Soken Holdings Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 グループCEO 中谷 貴之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目2番1号
【電話番号】	03(4235)2710(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 マネジメント本部本部長 春田 基樹
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号
【電話番号】	06(6232)0130
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 マネジメント本部本部長 春田 基樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 2,343,132,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社船井総研ホールディングス 大阪本社 (大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,196,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1 2026年7月1日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	2,196,000株	2,343,132,000	
一般募集			
計(総発行株式)	2,196,000株	2,343,132,000	

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,067		100株	2026年7月17日(金)		2026年7月17日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとしします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社船井総研ホールディングス	東京都中央区八重洲二丁目2番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 大阪本店営業部	大阪市中央区北浜四丁目6番5号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,343,132,000	950,000	2,342,182,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書作成費用です。
2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、コンサルティング等の事業特性による入出金のタイムラグを考慮し、財務の安定性維持(手元流動性の確保)の基準として月商3か月分に相当する現預金残高100億円の維持を財務規律として定めております。

2026年度は売上高370億円、営業利益91億円の業績計画を推進しておりますが、大阪本社移転に伴う固定費の増加(年間約6億円)等により、営業活動によるキャッシュフローへの影響を見込んでおります。その結果、一時的な不動産売却要因を除いた2026年度末の現預金残高は約81億円にとどまり、財務規律の維持に必要な基準から約20億円が不足する見込みです。これらを背景に、本自己株式処分により調達する資金は、当社の財務の安定性を担保する運転資金として全額を充当いたします。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	東京海上日動火災保険株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第83期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月26日関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	104,000株
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

c 割当予定先の選定理由

処分予定先である東京海上日動は、国内損害保険業界のリーディングカンパニーであり、約150年にわたり蓄積された高度なリスクマネジメントの知見、BCP(事業継続計画)策定支援ノウハウ、および全国に跨る広範な顧客ネットワークを有しております。

当社と東京海上日動は、2025年12月の戦略的連携以降、同社の法人顧客に対する当社の専門コンサルティング(成長実行支援、採用・人的資本経営支援、企業価値向上支援等)の提供、および当社顧客に対する同社のリスクマネジメントサービスの提供を相互に開始し、強固な信頼関係を築いてまいりました。この取組みが期待以上の成果をあげつつあることから今年の春頃、戦略的連携をさらに強固なものとしたいと東京海上日動よりのお申し出をいただき、両社で協議を重ねてまいりました。その結果、中長期的な協力関係を維持・発展させるためには、強固な資本関係の構築が不可欠であると判断いたしました。

同社を割当先として選定した理由は、同社の持つ強固な事業基盤および顧客基盤が、当社の中堅・中小企業向けコンサルティング事業のさらなる拡大において、親和性が高く補完関係にあるパートナーであると判断したためです。また、資本提携に伴い、同社から当社への出向トレーニーの受け入れをはじめとする深い人材交流や、独自性を持った一体型サービスの共同開発を予定しており、本件処分が当社の持続的成長に大きく寄与するものと考えております。

d 割り当てようとする株式の数

東京海上日動火災保険株式会社	当社普通株式	2,196,000株
----------------	--------	------------

e 株券等の保有方針

当社は、処分予定先が本自己株式処分により取得する当社株式を中長期的に保有する方針であることを口頭により確認しております。

また、上記とは別に、処分予定先が払込期日から2年間において本自己株式処分により取得する当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を直ちに当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること、並びに当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は、処分予定先から確約書を取得する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、第83期有価証券報告書(2025年4月1日乃至2026年3月31日)に記載された連結貸借対照表における現金及び預貯金の額(763,617百万円)により、割当予定先が本自己株式処分に係る払込みに要する十分な資金を有していることを確認しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である東京海上日動火災保険株式会社は、東京証券取引所の上場企業である東京海上ホールディングスの中核子会社です。同社グループが東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」(最終更新日2025年8月29日)に記載されている反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、ホームページにて確認することにより、当社は、割当予定先及びその役員並びに主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないと判断しております。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

本自己株式処分の処分価額につきましては、当社普通株式の株価動向、市場動向等を勘案し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日(2026年6月30日)までの過去1か月間の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値である1,067円(円未満切り捨て。以下株価については同様に計算)といたしました。

過去1か月間の終値の平均値を基準にいたしましたのは、取引日という特定の一時点を基準とするのではなく、平均値という一定期間の平準化された値を採用することで客観的な企業価値を適正に反映していると考え、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日制定)に準拠したものです。なお、処分価額1,067円については、取締役会決議の前営業日の終値1,066円に対して、0.1%のプレミアム(小数点以下第2位を四捨五入。株価に対するディスカウント率については以下同様)、同直近3か月間の終値平均1,102円に対して3.2%のディスカウント、同直近6か月間の終値平均1,119円に対して4.6%のディスカウントとなっており、割当予定先にとって特に有利な金額には該当しないものと判断しております。また、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した当社監査等委員3名(全員が社外取締役)からは、上記算定根拠による処分価額の決定は適正かつ妥当であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る処分株式の合計は、2,196,000株(議決権数21,960個)であり、これは、2025年12月31日現在(当社は2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。そのため、当該株式分割が2025年期末に行われたと仮定して算出しております。発行済株式総数及び議決権数については以下同様です。)の発行済株式総数100,000,000株に対して2.20%(小数点以下第3位を四捨五入)、2025年12月31日現在の総議決権数905,931個に対する割合は2.42%(小数点以下第3位を四捨五入)に相当し、一定の希薄化が生じます。しかしながら、当社といたしましては、本自己株式処分により、処分予定先である東京海上日動火災保険株式会社に当社株式を保有していただき、同社と資本業務提携契約を締結することにより、既存事業の拡大及び事業領域の拡大に繋がるため、中長期的な当社の企業価値及び株主価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社船井本社	静岡県熱海市西山町19番6号	9,866	10.89	9,866	10.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号	9,542	10.53	9,542	10.28
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	4,691	5.18	4,691	5.06
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	4,623	5.10	4,623	4.98
船井和子	静岡県熱海市	2,615	2.89	2,615	2.82
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南2丁目15番1号)	2,333	2.58	2,333	2.51
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目6番4号	104	0.11	2,300	2.48
日本生命保険相互会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 (東京都港区赤坂1丁目8番1号)	2,124	2.34	2,124	2.29
船井勝仁	東京都渋谷区	2,113	2.33	2,113	2.28
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	1,904	2.10	1,904	2.05
計		39,918	44.06	42,114	45.39

- (注) 1 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2025年12月31日現在の株主名簿を基準とし、2026年1月1日付で実施した株式分割(普通株式1株につき2株の割合)の影響を加味しております。
- 2 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
- 3 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2026年1月1日付で実施した株式分割の影響を加味した2025年12月31日現在の総議決権数(905,931個)に、本自己株式処分により増加する議決権数(21,960個)を加算した927,891個に対する割合であります。
- 4 当社は、自己株式9,115千株(株式分割の影響を加味した2025年12月31日現在)を保有していますが、本表には記載しておりません。なお、当社は2026年6月30日現在、自己株式8,826千株を保有しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第56期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)2026年3月27日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2026年7月1日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月1日に関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年4月24日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記3(2)の訂正報告書)を2026年5月12日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類である有価証券報告書及び半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2026年7月1日)までの間において生じた変更その他の事項はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日(2026年7月1日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社船井総研ホールディングス 東京本社

(東京都中央区八重洲二丁目2番1号)

株式会社船井総研ホールディングス 大阪本社

(大阪府大阪市北区梅田三丁目2番123号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。